

あしがき

見守り支援事業の経験を活かした倉敷市の今後の取組について

倉敷市では、市社協と見守り支援室が一緒になって、被災者支援について日々悩み、話し合い、試行錯誤しながら見守り支援事業に取り組んできました。この事業を通じて学んだことは、「分野を問わずに、被災者の困りごとをまずは受け止める」、「多機関が連携することで支援の幅が広がる」、「世帯全体を捉えて支援をマネジメントしていく」、「公的制度だけで考えるのではなく、民間団体も含めて活用できる支援にはつなぎ、ない支援はつくる」という視点を持って支援を行うことによって、被災者の早期の生活再建につながるということでした。そして、この取組は、被災時だけでなく平時の支援体制においても活かせるものでした。

一方、令和2年に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業（※注9）が創設されました。この事業の内容は、これまで取り組んできた被災者支援活動と重なる部分が多数ありました。倉敷市ではこの経験を活かして平時からの支援体制を整備していきたいと考え、令和2年度から庁内ワーキング会議等を行いながら準備を進めてきました。そして、令和4年度からは、重層的支援体制整備事業を行う福祉支援連携室を市役所内に新設し、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に着手しました。

市社協は、倉敷市からこの事業を受託し、福祉支援連携室と協働して令和7年度の本格実施に向けて検討を行っています。この取組によって、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を取りこぼすことなく、多機関が連携しながら支援できる体制を整備していきたいと考えています。

最後になりましたが、これまで見守り支援事業を実施するにあたり、多くのご指導ご助言をいただきました関係者の皆さま、被災者の復興支援と一緒に取り組んでくださいました支援団体の皆さま、そしてこの報告書の発行にあたってご協力いただきました全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

（注9）重層的支援体制整備事業

令和2年6月の社会福祉法改正により創設された事業。

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。